



目 次

規 則	ページ
◎知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	5
○漁船損害等補償法による加入区の指定（漁業管理課）	6
○告示（漁船損害等補償法により加入区とみなされる加入区の指定）の一部改正（ 〃 ）	6
○告示（漁船損害等補償法による加入区の指定）の一部改正（ 〃 ）	6
○告示（漁船損害等補償法による加入区の指定）の廃止（ 〃 ）	6
○告示（漁船損害等補償法による加入区の指定）の廃止（2件）（ 〃 ）	6
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県選挙管理委員会委員の就任（1・7掲示）	6
○当選の効力に関する異議の申出に対する決定（ 〃 ）	7
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（ 〃 ）	8
○政治団体の届出事項の異動の届出	9
○政治団体の解散の届出	9

規 則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第2号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成2年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「請求書」を「開示請求書」に改め、同条第2

項中「公文書の開示の請求及び開示の決定等の通知の受領をインターネットを利用して行う情報通信システム」を「同項に規定する情報公開システム」に改め、同条第3項中「請求書」を「開示請求書」に、「開示を請求した者」を「開示請求をしたもの」に改める。

第4条第2項第1号中「公文書の」を「公文書の全部の」に改め、同項第2号中「公文書の」を「公文書の一部を除いた」に改め、同項第4号中「公文書の存否を明らかにしない旨」を「条例第8条の規定に基づく公文書の存否を明らかにしない旨」に改め、同条第3項を削る。

第4条の次に次の2条を加える。

（事案移送通知書）

第4条の2 条例第12条第1項の規定による通知は、別記第8号様式により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与の方法等）

第4条の3 条例第12条の2第1項の実施機関が定める事項は次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は別記第9号様式により行うものとする。

（1）開示請求の年月日

（2）開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（3）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第12条の2第2項の実施機関が定める事項は次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は別記第10号様式により行うものとする。

（1）開示請求の年月日

（2）条例第12条の2第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

（3）開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（4）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第12条の2第3項の規定による通知は、別記第11号様式により行うものとする。

第5条第1項中「第10条第1項の規定により公文書の開示をする旨の決定の通知を受けたもの」を「第13条第1項の規定による開示の実施」に、「当該公文書の開示を受ける」を「公文書の開示を行う」に改め、同条第2項中「閲覧するもの」を「閲覧する者」に改める。

第6条第1号中「視聴し、」を「専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条中「別記第10号様式」を「別記第12号様式」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

公文書の種類	交付する写し等	金額
1 文書（2を除き、複製物を含む。）	（1）用紙に複写したものの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2）用紙に複写したものの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき50円
	（3）複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額
2 電磁的記録及びマイクロフィルム	（1）用紙に出力したものの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2）用紙に出力したものの（多色刷り）	用紙1枚につき50円
	（3）電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額
3 外部に委託して作成することを要するもの		当該写しの作成に要した委託金額

備考 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

別記第1号様式中「開示を請求します」を「開示請求をします」に、「請求する公文書の件名等（開示の請求する）」を「開示請求に係る公文書の件名等（開示請求に係る）」に、「1 閲覧又は視聴 2 写し等の交付」を「1 閲覧、聴取又は視聴 2 写し等の交付」に改める。

別記第2号様式中「請求の」を「開示請求の」に改める。

別記第3号様式中「請求の」を「開示請求の」に、「次のとおり」を「次のとおり全部を」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「請求の」を「開示請求の」に改める。

別記第8号様式を削る。

別記第9号様式中「（第7条関係）」を「（第4条の2関係）」に、「請求の」を「開示請求の」に、「請求に」を「開示請求に」に改め、同様式を別記第8号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式（第4条の3関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



公文書の開示請求に関する意見について（照会）

年 月 日付けであなた（貴社等）に関する情報が記録されている次の公文書について、高知県情報公開条例第5条の規定に基づく開示請求があり、当該公文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第12条の2第1項の規定に基づき御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該公文書を開示することについて御意見があるときは、別紙「公文書の開示請求に関する意見書」（以下「意見書」といいます。）を提出いただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る公文書の名称	
当該公文書に記録されているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課（所））	電話番号 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

年 月 日

高知県知事 様

郵便番号

住所

氏名

(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

公文書の開示請求に関する意見書

年 月 日付で照会のありました公文書の開示請求に関する意見について、次のとおり提出します。

照会のあった公文書の名称	
開示についての意見	<p>1 意見はない、又は開示されても支障（不利益）はない</p> <p>2 開示されると支障（不利益）がある</p> <p>(1) 支障（不利益）がある部分</p> <p>(2) 支障（不利益）の具体的な内容</p>
(あなた（貴社等）の連絡先（担当部署の名称、電話番号等）	

- 注 1 「開示についての意見」欄は、該当するものの番号を○で囲み、2を選択された場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的な内容を記入してください。
- 2 法人その他の団体の場合は、電話番号と担当部署の電話番号とが同じ場合は、担当部署の電話番号の記入を省略していただいて構いません。

別記第10号様式中「又は請求」を「又は開示請求」に改め、同様式を別記第12号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

第10号様式 (第4条の3関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

公文書の開示請求に関する意見について (照会)

年 月 日付けであなた (貴社等) に関する情報が記録されている次の公文書について、高知県情報公開条例 (以下「条例」といいます。) 第5条の規定に基づく開示請求があり、当該情報が条例第6条第1項第3号ただし書に規定する情報に該当するため (条例第6条第2項の規定により) 開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、条例第12条の2第2項の規定により御意見を伺いますので、当該公文書を開示することについて御意見があるときは、別紙「公文書の開示請求に関する意見書」 (以下「意見書」といいます。) を提出いただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る公文書の名称	
条例第12条第2項の規定を適用する理由	
当該公文書に記録されているあなた (貴社等) に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課 (所))	電話番号 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

年 月 日

高知県知事 様

郵便番号

住所

氏名

(法人その他の団体の場合は、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

公文書の開示請求に関する意見書

年 月 日付けで照会のありました公文書の開示請求に関する意見について、次のとおり提出します。

照会のあった公文書の名称	
開示に関しての意見	<p>1 意見はない、又は開示されても支障 (不利益) はない</p> <p>2 開示されると支障 (不利益) がある</p> <p>(1) 支障 (不利益) がある部分</p> <p>(2) 支障 (不利益) の具体的な内容</p>
(あなた (貴社等) の) 連絡先 (担当部署の名称、電話番号等)	

注 1 「開示に関しての意見」欄は、該当するものの番号を○で囲み、2を選択された場合は、支障 (不利益) がある部分及びその具体的な内容を記入してください。

2 法人その他の団体の場合は、電話番号と担当部署の電話番号とが同じ場合は、担当部署の電話番号の記入を省略していただいて構いません。

第11号様式（第4条の3関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



公文書の開示決定に関する通知書

年 月 日付けであなた（貴社等）から反対の意思を表示した「公文書の開示請求に関する意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり全部（一部を除いて）開示することを決定しましたので、高知県情報公開条例第12条の2第3項の規定により通知します。

開示に係る処分 決定年月日	年 月 日
開示決定に係る 公文書の名称	
開示決定に係る 公文書に記録さ れているあなた （貴社等）に関 する情報の内容	
開示の理由	
開示の日時	年 月 日 時 分
担当課（所）	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則別記第1号様式は、この規則による改正後の知事が管理する公文書の開示等に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第32号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年1月21日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川下名字マツマミゾ760、763、764、768、字キクノミヤノシモ1890の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字マツマミゾ760（次の図に示す部分に限る。）、764、字キクノミヤノシモ1890の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第33号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年1月21日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町用居宇奥谷丁81の12

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇奥谷丁81の12（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第34号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和2年1月21日
高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町橋浦字ツルバ山454の1、字椎ノ浦山455の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ツルバ山454の1・字椎ノ浦山455の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第35号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定により、次のとおり加入区を指定する。
令和2年1月21日
高知県知事 濱田 省司

加入区の名称 加入区の区域
大月町加入区 幡多郡大月町小才角、大浦、周防形、檜ノ浦、西泊、平山、頭集、古満目、柏島、一切、安満地、泊浦、竜ヶ迫及び芳ノ沢の区域

高知県告示第36号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定に基づき加入区の指定を変更することとし、昭和36年2月高知県告示第153号（漁船損害等補償法により加入区とみなされる加入区の指定）の一部を次のように改正する。
令和2年1月21日
高知県知事 濱田 省司

「志 和」 高岡郡窪川町志和の区域
柏 島」 幡多郡大月町大字柏島
一 切」 〃 〃 一切
橋 浦」 〃 〃 橋浦」
を
「志 和」 高岡郡四万十町志和の区域
橋 浦」 幡多郡大月町橋浦の区域」
に改める。

高知県告示第37号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定に基づき加入区の指定を変更することとし、昭和63年3月高知県告示第200号（漁船損害等補償法による加入区の指定）の一部を次のように改正する。
令和2年1月21日
高知県知事 濱田 省司

「月 灘」 幡多郡大月町周防形、檜ノ浦及び西泊の区域
浦 尻」 幡多郡大月町平山及び頭集の区域
古 満 目」 幡多郡大月町古満目の区域
泊 浦」 幡多郡大月町泊浦の区域
竜 ケ 迫」 幡多郡大月町竜ヶ迫及び芳ノ沢の区域
沖 の 島」 宿毛市沖の島町弘瀬、母島及び鶴来島の区域
小 筑 紫」 宿毛市小筑紫町小筑紫、湊、田ノ浦及び小浦の区域
大 海」 宿毛市小筑紫町大海の区域
栄 喜」 宿毛市小筑紫町栄喜の区域

内外ノ浦」 宿毛市小筑紫町内外ノ浦の区域
宿 毛 市」 宿毛市大島、片島、池島、坂ノ下、大深浦、宇須々木、華及び新田の区域」
を
「宿 毛 市」 宿毛市沖の島町弘瀬、沖の島町母島、沖の島町鶴来島、小筑紫町小筑紫、小筑紫町湊、小筑紫町田ノ浦、小筑紫町小浦、小筑紫町大海、小筑紫町栄喜、小筑紫町内外ノ浦、大島、片島、池島、坂ノ下、大深浦、宇須々木、樺及び新田の区域」
に改める。

高知県告示第38号
昭和38年2月高知県告示第83号（漁船損害補償法による加入区の指定）は、廃止する。
令和2年1月21日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第39号
平成7年5月高知県告示第335号（漁船損害等補償法による加入区の指定）は、廃止する。
令和2年1月21日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第40号
平成9年10月高知県告示第748号（漁船損害等補償法による加入区の指定）は、廃止する。
令和2年1月21日
高知県知事 濱田 省司

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第1号
高知県選挙管理委員会委員として、次の者が新たに就任した。
令和2年1月7日（掲示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

氏名	住所	摘要
土居 秀喜	高知市長浜5090番地	委員長
行田 博文	高知市中万々286番地26	委員長代理委員
中川 香代	高知市鴨部三丁目32番25号	委員
宮上 佳恵	高知市三園町58番地	委員

高知県選挙管理委員会告示第2号

令和元年11月24日執行の高知県知事選挙に係る当選の効力に関する異議の申出に対して決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

（原文登載）

決定書

東京都国分寺市東元町四丁目3番10号

異議申出人 笠原 一郎

東京都立川市柴崎町二丁目10番18号

同 伊藤 国治

神奈川県横浜市港北区新吉田東六丁目42番16号

同 堀川 清美

令和元年11月24日に執行された高知県知事選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関し前掲笠原一郎、伊藤国治及び堀川清美（以下「申出人ら」という。）が同年12月8日付けで行った異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は、次のとおり決定する。

主文

本件異議申出を却下する。

理由

1 事案の概要**(1) 本件異議申出の趣旨**

本件異議申出の趣旨は、本件選挙における当選人の当選を無効とし、再開票等による検証を実施した上で、実際の得票数に応じた順位に基づき当選者を決定することを求める、というものである。

(2) 本件異議申出の理由要旨（申出人らの主張要旨）

本件選挙に関しては、高知市選挙管理委員会が開票集計で使用した、バーコードを用いて開票結果を電子データ化する集計システム（以下「本件集計システム」という。）に誤作動や恣意的操作の疑いがある上、電子データ化された開票結果と投票用紙の票数とが一致しているかの検証がされていないため、結果が信用できない。申出人らの分析・検討結果に基づいて推計すると、本件選挙には、当選に異動を生ずるおそれが十分にある。

また、本件集計システムを利用した開票集計は、国民主権や適正手続の保障、平等権などを定めた日本国憲法（以下「憲法」という。）の諸規定に反することになるほか、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）などの関係法令にも反することとなる。

そして、たとえ一の選挙区での不正であったとしても、全国に悪影響を及ぼすことは確実であるから、当該選挙区の選

挙人でなくとも、当該選挙区の選挙について異議申出適格が認められるべきであり、これを否定することは憲法32条の規定に反することになる。

2 当委員会の判断

公選法第206条第1項は、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」は、異議を申し出ることができると規定しており、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期（す）」ことにあると解されている（最高裁判所大法廷昭和39年2月26日判決）。

そこで、当委員会が本件選挙の選挙人名簿に申出人らが登載されているかどうかを調査したが、かかる事実は確認されなかったものであって、申出人らが本件選挙における選挙人であったとは認められない。

また、申出人らが本件選挙に立候補した事実も認められない（当委員会に顕著な事実）。

そうすると、申出人らは公選法第206条1項に規定する「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」に該当しないことになるから、同項の規定に基づいて本件選挙の当選の効力に関し異議を申し出る資格を有しない。

そして、かかる異議申出資格の欠缺を補正によって充足することは不可能である。

したがって、本件異議申出は、その理由の当否に立ち入って審理するまでもなく、不適法なものとして却下を免れない。

3 結論

よって、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条第2項及び第45条第1項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和2年1月7日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第3号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年1月7日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中

医療法人修命会土佐清水病院	土佐清水市幸町5番3号
---------------	-------------

を削り、

医療法人野並会介護老人保健施設あいおい	高知市相生町1番35号
---------------------	-------------

を

医療法人野並会介護老人保健施設あいおい	高知市相生町1番35号
医療法人互光会老人保健施設優	高知市長浜小日出1681番地1

に改める。

2 老人ホームの表中

社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会特別養護老人ホームあざみの里（短期入所）	高知市薊野北町二丁目25番8号
--------------------------------------	-----------------

を

社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会特別養護老人ホームあざみの里（短期入所）	高知市薊野北町二丁目25番8号
医療法人博愛会有料老人ホームロイヤルパレス横浜	高知市横浜東町10番2号
社会福祉法人C I J 福祉会短期入所生活介護事業所桂浜	高知市長浜6598番地4
社会福祉法人C I J 福祉会有料老人ホームあつたかホーム桂浜	高知市長浜4444番地1

に、

社会福祉法人尽心会軽費老人ホームケア	土佐清水市天神町14番18-1号
--------------------	------------------

ハウスひだまり	
---------	--

を
「

社会福祉法人尽心会軽費老人ホームケアハウスひだまり	土佐清水市天神町14番18-1号
社会福祉法人清和会特別養護老人ホームあんきな家清水ヶ丘	土佐清水市清水ヶ丘30番2号
社会福祉法人清和会短期入所生活介護ショートステイあんきな家清水ヶ丘	土佐清水市清水ヶ丘30番2号

に改める。」

高知県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	日本薬業政治連盟高知県支部 （森 友昭）	異動なし	異動なし	高知市棧橋通五丁目1番57号	令元・9・17
新				南国市岡豊町小蓮442番地1	

高知県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
土佐清水わくわく研究所	武藤 麻生	平30・8・30
中村てるひこ後援会	沢村 次男	平30・11・20
山脇義英後援会	玉木 敏幸	令元・11・11